

平成25年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年12月19日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	中塚 尚憲	2番	稲垣 誠亮
3番	北村五十鈴	4番	栢木 進
5番	岩井智恵子	6番	上杵 種雄
7番	東郷 正明	8番	太田 健一
9番	野並 享子	10番	井狩 辰也
11番	市木 一郎	12番	坂口 哲哉
13番	山本 剛	14番	丸山 敬二
15番	鈴木 市朗	16番	矢野 隆行
17番	梶山 幾世	18番	高橋 繁夫
19番	河野 司	20番	立入三千男

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
会計管理者	仲江 恵子	政策調整部長	富田 久和
総務部長	新庄 敏雅	市民部長	佐敷 政紀
健康福祉部長	井狩 重則	政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一
都市建設部長	山本 利夫	環境経済部長	竹内 睦夫
教育部長	中島 宗七	政策監 (文化・スポーツ振興担当)	田中 善広
政策調整部次長	玉田 善一	総務部次長	立入 孝次
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長補佐	武内 了恵

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
書記	遠藤 美穂子	書記	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第95号から議第112号まで、議第114号及び議第115号並びに請願第1号及び請願第2号
(平成25年度野洲市一般会計補正予算(第5号) 他21件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第116号
(平成25年度野洲市一般会計補正予算(第6号))
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 意見書第12号から意見書第16号まで
(特別支援学校の設置基準の策定等に関する意見書(案) 他4件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりであります。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、野並享子議員、第10番、井狩辰也議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第95号から議第112号まで、議第114号及び議第115号並びに請願第1号及び請願第2号、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第5号)他21件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第10番、井狩辰也議員。

○10番(井狩辰也君) 第10番、井狩辰也です。

去る12月5日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月10日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第103号平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議第104号野洲市新型インフルエンザ等対策本部条例、議第105号野洲市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、議第106号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第107号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第109号野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例、議第112号滋賀県市町土地開発公社の解散について。

以上、7議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第103号、議第104号、議第105号、議第109号、議第112号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第106号、議第107号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(立入三千男君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、丸山敬二議員。

○14番（丸山敬二君） 第14番、丸山敬二です。

去る12月5日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第108号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、以上の1議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第108号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号県立野洲養護学校に係る請願書については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第18番、高橋繁夫議員。

○18番（高橋繁夫君） 第18番、高橋繁夫でございます。

去る12月5日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第110号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例、議第111号市道路線の認定を及び廃止について、議第114号権利の放棄について、議第115号権利の放棄について。

以上の4議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第110号、議第111号、議第114号、議第115号の4議案については、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号TPP交渉からの撤退を求める請願については、採決の結果、賛成少数により不採択すべきと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、鈴木市朗議員。

○15番（鈴木市朗君） 第15番、鈴木市朗でございます。

去る12月5日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月10日、11日及び12日に各分科会を、また、17日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告を申し上げます。

議第95号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、議第96号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第97号平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第98号平成25年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第99号平成25年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第100号平成25年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）、議第101号平成25年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第102号平成25年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）。

以上、8議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第95号及び議第99号の2議案については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第96号から議第98号まで及び議第100号から議第102号までの6議案は、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第95号から議第112号まで、議第114号及び議第115号並びに請願第1号及び請願第2号について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次、これを許します。

まず、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 議第95号平成25年度野洲市一般会計補正予算についての反対討論をいたします。

補正予算中の民生費、児童福祉費、児童対策推進事業費の子ども・子育て関連法改正に伴う新システム構築等委託料、840万円が計上されました。政府が決めました子ども・子育て関連法に基づくものであり、反対討論を行います。

この関連法は、これまでの保育行政のあり方を根本的に変えるものであります。これまでは、施設補助方式、自治体の責任による入所、利用の仕組みでしたが、これを利用者補助方式、直接契約方式に変えるものであります。現在の保育所への補助金方式廃止し、市町村の公的責任を縮小する狙いがあります。支給認定を受けた子どもの保護者が、施設と契約を結び、施設型給付費が支給され、施設が代理受理します。施設が受け取る経費は、使途の制限がないため、株式の配当金に使うことも可能であり、企業参入を狙っています。保育所のみ、市町村の保育実施義務が残されたため、保護者と市町村が契約し、私立保育所には委託費が支払われる仕組みであります。

野洲市では、私立保育も市と契約をしており、これまでと変わらないと言われてましたが、短時間区分の子どもが多い保育所では減収になるなど、保育所運営が不安定になり、保育士の労働条件の悪化が懸念されます。また、新規の私立保育園が参入してきたときや私立保育園が市との契約でなく、保護者との契約を可能にする子ども園などが参入してきたときは、行政が関われない状況になります。保育必要量を超えた保育時間やオプションは全額自己負担になるなど、今よりも負担増になる可能性があります。年齢に応じた子どもの発達保証のための保育が困難になることが予想されます。

今回の新システムでは、ゼロ歳から2歳までの地域型保育事業は、面積や人員配置の保育基準より、さらに低く設定され、有資格者は半分でいいことになっており、保育水準に格差が生じると考えられます。今回は、システム構築の委託料になっていますが、来年1

0月の募集時からこの新制度に伴って行われます。野洲市が新システムに踏み出す補正予算であるため、基本的な問題として反対します。

補正予算の中には、賛成する内容もたくさんありますが、本一般会計補正予算に対する反対討論といたします。

議第106号野洲市税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

今回の税条例の改正は、公的年金等の個人市民税を転居しても引き続き特別徴収をすることができる改正であり、平成28年10月1日から実施されます。そもそも特別徴収というのは、年金が18万円以上の方から天引きで年金などを徴収する制度であります。本人が了承して銀行引き落としでなく、最初から天引きをする制度であります。介護保険料が平成12年度から導入され、そのときに反対をいたしました。その次は、平成20年から国保税の後期高齢者保険料、そして、住民税が平成21年10月から年金天引きが導入されました。突然、予期せぬ出費で税や保険料を払えないこともあろうかと思いますが、その家庭の経済状況を省みることなく、徴税が優先されることとなります。普通、徴収は滞納も起こりますが、収入が年金しかない家庭から取るだけを優先する特別徴収はやめるべきであります。本人が一々納付書を支払うのが面倒だから、銀行引き落としにしてほしいと言われるならいいですが、先に天引きするやり方はやめるべきで、基本的に特別徴収に反対します。

しかも、今回、普通徴収になったとしても、年金は受け取っておられるのであり、どこに引っ越しされても追跡は可能であります。行方不明で徴税が不可能になるということはありません、実務的にはそのたびごとに納付しなければなりません、不納欠損になることはありません。

次に、地方税法の改正により、公社債や外国債の利子が特別控除に追加されたことと、譲渡所得の分離課税を新設したことであります。

委員会で、野洲市の影響をお尋ねしました。影響は、配当所得割は79人で、625万2,000円ということでした。また、株式譲渡では37人、4,285万6,000円ということでありました。また、損失が出た場合、繰り越しができ、住民税で返還することができ、株式の譲渡益に対しての20%の税金も、損失が出れば住民税で返還することができることは優遇税制です。生活に余裕がある方は、株や国債や外国債を購入することができます。生活に余裕のない者は、買うこともできません。しかも、株や利子での損失、リスクは当然であります。それを承知で株や外国債を買うわけですが、資産家の優遇税制

である税条例改正には反対をいたします。

議第107号も、分離課税や損失を特例ということで認めていくことであり、国保税の所得割の基礎算定を引き下げることになります。税は、応分の負担をしていただくことであり、資産家の優遇税制である税制改正には反対をいたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、第7番、東郷正明議員。

○7番（東郷正明君） 第7番、東郷正明です。

議第99号平成25年度野洲市下水道事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

下水道事業は、地方公共団体の最も基礎的なサービスの1つでなければなりません。都市にあっては、河川の浄化、環境保全など重要な課題です。農村部についても、農村集落排水事業等、積極的な下水道事業に取り組まれているところであります。このように、公共下水道事業が地方自治体の基礎的なサービスである限り、その事業費はそれをもって充当すべきだというのが大原則だと思います。企業会計の導入は、損益収支が明瞭になり、経営財務状況の把握ができて、企業性が高まるとのことですが、当市の下水道事業が企業会計に移行したら、将来的にはどうなるか、収益が赤字になれば、不足分を企業債に対応するというところであるなら、支払利息が増大し、結果的には収支勘定を大きく阻害して、料金引き上げが理論的に避けられない時代になることは明瞭であります。

このように、将来の水道料金引き上げにつながる企業会計の移行に対して反対します。一般会計にて積極的な対応をされますよう申し上げて、反対討論とします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 続いて。

○7番（東郷正明君） 請願第2号TPP交渉からの撤退を求める請願に賛成討論をします。

TPP交渉は、守るべきものは守ると言っていた米など農産物重要5項目も、既にその聖域すら守れないまま、年明けには合意されようとしています。このように、TPPは関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するもので、農林漁業と国民の食料に大打撃となります。政府は、交渉に参加すれば、情報が入手しやすくなると言っていましたが、交渉内容も何ら開示がされていません。食の安全、医療、保険など、海外のルールが持ち込まれ、日本の安全基準がないがしろにされます。子どもたちにも安心して物が食べさせ

られなくなり、TPPは百害あって一利なしです。日本の経済に多大な影響を与え、取り返しのつかない事態になることは明瞭です。

政府は、交渉内容を国民に公表し、TPP交渉から直ちに撤退すべきだと考えます。時間の猶予はありません。即刻の撤退を求めて、TPP交渉からの撤退を求める請願に対しての賛成討論とします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

次に、議第95号、議第99号、議第106号及び議第107号について、一括して採決いたしたいと思えます。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案4件については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第95号、議第99号、議第106号及び議第107号の議案4件は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第96号から議第98号まで議第100号から議第105号まで、議第108号から議第112号まで、議第114号及び議第115号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案16件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第96号から議第98号まで、議第100号から議第105号まで、議第108号から議第112号まで、議第114号及び議第115号の議案16件については、各委員長の報告のとおり決しました。

次に、請願第1号について、採決いたします。文教福祉常任委員会委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。請願第1号県立野洲養護学校に係る請願を採択することに賛成の方

の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、請願第1号は採択と決しました。

次に、請願第2号について、裁決いたします。環境経済建設常任委員会委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。請願第2号TPP交渉からの撤退を求める請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択と決しました。

次に、議第116号及び意見書第12号から意見書第16号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、議第116号及び意見書第12号から意見書第16号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(立入三千男君) 追加日程第1、議第116号平成25年度野洲市一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 追加提出いたしました議案の提案理由の説明を申し上げます。

議第116号平成25年度野洲市一般会計補正予算(第6号)につきましては、1,373万3,000円を追加するものです。この内容につきましては、まず、歳出では総務費の一般行政諸費で、先の台風18号警戒巡回中に消防団員が運転する消防団車両が物損事故を起こし、民家の外構フェンス等を一部破損したことから、その修復費用として賠償金を追加しようとするものです。

次に、出納管理費で、新たに公課費を計上するものです。これは、本年11月、県内自治体において税務署が個人事業主への委託料については、所得税の源泉徴収を課すものと

して、過去にさかのぼって源泉徴収不足額を納付するよう求めたことが公表されました。これを受け、本市においても同様のケースの有無を調査したところ、過去5年間に対象となる契約が30件あることを確認したところであります。

本市は、この事実を税務署に報告し、協議を行った結果、所得税の源泉徴収不足額が生じ、不納付加算税及び延滞税を課す必要があると判断されたことから、これに要する経費を追加するものです。

なお、本市では、これまで法人事業主に支払う委託料の内訳には、報酬の他に、資機材の複合的な経費もあわせて含んでいることから、源泉徴収に馴染まず、事業主の申告により納税されるべきものという認識で事務処理を行ってまいりました。今回の所得税の源泉徴収については、税務署との見解の相違と考えておりますが、今後の事務取り扱いにつきましては、税務署の見解に従って進めてまいりたいと考えております。なお、委託料に関して源泉徴収制度を法人には適用せず、個人事業主のような零細事業者にのみ適用することは、受注機会の公平性や競争性、さらには経営面で少なからず影響が出るといった懸念があるものと考えております。

一方、歳入では、諸収入で今、申しあげました源泉徴収税額を、個人事業主からの返還金を新たに追加すると共に、消防団車両の損害賠償保険金については、賠償金と同額を追加するものであります。

以上、ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております議第116号について、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時31分 休憩）

（午後1時45分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 追加議案第116号について、質問をさせていただきます。

補正額の約1,200万円ですが、全協での説明では、源泉徴収すべきであった所得税相当額に係る個人事業主9社からの返金の計上と所得源泉徴収漏れによる本税不納加算税57万6,000円及び延滞税50万3,000円の支払いと説明されました。業種も設

計、管理、不動産鑑定と限られています。市長の提案理由の今の説明で、源泉徴収のあり方とか、今後のことなどを話はされましたが、お尋ねをしたい点がありますので、ご答弁をお願いいたします。

まず、第1点目に、5年にさかのぼっての徴収ですが、5年前に源泉徴収として課税すべきということが税務署から指摘があったのでしょうか。指摘がないとするならば、不納加算税とか延滞税というのはおかしいのではないのでしょうか。指摘がないなら、税務署の落ち度であり、5年前にさかのぼるというのは納得いきませんが、見解を求めます。

第2点目。そもそも源泉徴収というのは、報酬に対しての税金であり、委託料の中には報酬以外の経費も含まれています。この経費も含め源泉徴収することになるなら、経営が圧迫されると思います。この点についての見解を求めたいと思います。

第3点目。今回の源泉徴収で、委託料として出した業者に対して、全てではなく、設計、管理、不動産鑑定と限られています。行政として委託料を出して支払っている業者の業種はどれだけあるのか。また、どのようなものなのかお尋ねをいたします。

第4点目。この源泉徴収の件は、草津税務署や大津税務署管内だけでなく、全国的な問題と考えます。小さな地元業者がつぶされかねない運用であり、中小零細業者の育成のためにも、何らかの方策が必要と考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の今回の補正予算に係る源泉徴収のあり方についての質問にお答えをいたします。基本的には、先ほどの提案説明で、通常以上に申し上げたと思いますが、一応、個々にお答えをいたします。

まず、税務署の指導は一切ございません。ただ、県内あるいは近隣のまちで課税されたということで調査をいたしましたら、当然、本市でも同じ条件で法を適用した場合は、ご提案のような結果になるので、予算措置をして申告をしようということです。

5年前にというか、これはあえて言えば、公党の議員さんであればわかることでありまして、これは所得税法にきちっと書いています。まず、税については、善意の場合、5年さかのぼるということです。本来5年前に今回の税務署の解釈であれば、5年前から、あるいはもっと前からなんです。租税債権で残るのは5年前なので、5年前から課税しておくべきであったと。これは、特別徴収義務を負っているわけですから、よくも悪くも法で、市が特別徴収義務者となっているわけですから、指導とかじゃなしに、自らが特別徴収をして申告をして納税すべきだということになっていますので、市が今回の情報を

得て、自ら正しいかどうかを調べて申告をするということでもあります。

2点目の報酬に対しての税金、これは簡単な説明で、報酬と言っておりますけど、今ちょっと手元に所得税法を持っていますけども、読んでいただいた上で多分ご質問いただいていると思うんですけど、報酬とは書いていません。だけとは書いていません。第204条に、「居住者に対し、国内において次に掲げる報酬もしくは料金、契約金または賞金の支払いをする者は、その支払いの際、その報酬もしくは料金、契約金または賞金について、所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までにこれを国に納付しなければならない」と。1番目に申し上げたように、これによって市も、あるいは法人も特別徴収義務者になっているわけですが、報酬というふうに代表的に書いていますが、契約金。ただ、通常は提案理由でも申し上げましたように、人件費、人の労力に関わる、労働に関わる対価という解釈をされていまして、資機材等まではという想定はここからは読めないんですが、料金、契約ということが、今回、解釈の根拠になっています。ただ、契約も労働契約、雇用契約ということなので、委託契約までは含まれないというのが、これまでの解釈でしたけど、今回調べたら、幾つかこういうケースがあるみたいですけども、されているので、税務署が適用したので、市も従わざるを得ないということであって、報酬だけではないです。料金、契約等が入っています。

3点目ですけども、これは設計、監理、これは市が今回、発注している案件がこうでありますから言ったんですが、これもちょっとあえて質問されるというか、所得税法を読んでいたいただいたら、自ら氷解するんじゃないかなと思うんですけども。これは、204条の2項ですが、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士云々といって、かなりの業種が上げられていまして、こういう人たちに関しての契約、そういう人たちの労役が入っている契約はということになっています。市は、そんな海事代理士とか弁理士という方とは委託契約を結んでいないのでないだけであって、限定はされていますけれども、今回、市が上げた業者以外、資格以外の方も対象となっております。その他というのは、だから業種という概念よりは、そこに含まれている資格を持っている人に関わる契約、料金、報酬は対象になるということでもあります。

4点目、全国的な問題で、私は深刻だと思っておりますので、野洲だけで声を上げては仕方がないので、まずは、滋賀県市長会で1回、情報の共有を図った上で、課題を明確にしていきたいと考えておりますので、ぜひ野並議員の方がもっと全国的なつながりが多い

わけですから、速やかに行動を起こしていただいていると思いますけど、私はこれを知ったときから、庁内ではかなりの議論をしまして、恐らくここまで言っている自治体の長はいないのではないかなと思っております。ただ、やはり所得税法の解釈、有権解釈権は国税庁、税務署。実際は、やはり査察担当官とか徴税権限を持っている担当官に税法上委ねられておりますので、これは従わざるを得ないということであります。これはまさに民主主義、立憲主義の国家であれば仕方がないと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 私、今回の質問は別に反対をするための質問ではありません。こういう形で、要は107万9,000円の税金を払わんならんようになったということだけは確かだと思うんです。そういう意味において、何か税務署がこれまであんまり問題にもしてこなかったところから、何か税金を取っていくという感じを受けまして、これはほんとうに大きな問題にもなるかと思っておりますので、やはりちょっと物を言っておかなければならないなど。

本市だけの問題ではなく、市長が言われたように、全国的な問題であり、だから、最後に零細業者の育成のための何らかの方策が必要なんではないか。20%天引きで取ってということですから、資金繰りの小さなこういった業種に関しては、ますます営業不振というか、そういう状況になるかと思っておりますので、行政として何らかの方策はやっぱりないんでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどお答えしましたとおり、やはり、国の法律である所得税法の執行ですから、いろいろな意見は言えますけれども、まずは監督官庁の判断に従わざるを得ないと。だから、あんまり本会議は意見表明の場ではなくて、やはり質疑の場ですので、そういう利用は、私はいかがかなと思いますけども。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） いや、だから質疑をしたんですよ。こういうふうな状況の中で、町としても考えていかないとつぶされていくのではないかということで、今回のこの補正で質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第116号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、議第116号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第116号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第116号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第116号は原案のとおり可決と決定されました。

（追加日程第2）

○議長（立入三千男君） 追加日程第2、意見書第12号から意見書第16号まで、特別支援学校の設置基準の策定等に関する意見書（案）他4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第12号及び意見書第13号について。

第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。意見書第12号特別支援学校の設置基準の策定等に関する意見書（案）についてご説明させていただきます。本文は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

特別支援学校とは、障がい者等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと、学習上または生活上困難を克服し、自立が図られることを目的とした、これは日本の学校でございます。個別の学校名の末尾に盲学校、聾学校、養護学校であるものが、これらも学校教育法における特別支援学校となっております。

今年の5月30日付のNHKの生活ブログの記事によりますと、この10年間で40%近くも増えておりまして、理由といたしましては、発達障がいが多く知られるようになりまして、診断される子どもさんが増えたこと、さらには、学習や就職への手厚い支援を求めて、保護者の方が支援学校を選ぶケースが増えていることが考えられます。その中、国による設置基準が制定されていない状況でありまして、特別支援学校ではさまざまな問題が起きている状況でございます。事例は、本日は割愛させていただきますので、本文を読んでいただきますことによりまして、説明とさせていただきます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

続きまして、意見書第13号であります。

以上のことで、国に上げる意見書と共に、意見書（案）の13号の下の方に1、2、3と書かせていただきましたけれども、国による設置基準ができますと、県によりまして、1つ目といたしましては、特別支援学校の適正規模について基準を明らかにできると思っております。また、2番目におきましては、特別支援学校の適正規模の基準に応じた学校を増設すること。また、3番目におきましては、特別支援学校寄宿舎の入居希望枠を現状に応じまして対応できる体制ができるのではないかとということで、以上で、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 意見書第14号について。

第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 意見書第14号憲法25条に基づく社会保障の充実を求める意見書（案）について説明をさせていただきます。

安倍自公政権が進める社会保障制度改革は、自己責任と家族による助け合いに押しつけ、社会保障に対する国の責任を丸ごと放棄して、医療、介護、年金、子育てなど、社会のあらゆる分野で負担増と給付減を強行する内容となっています。これは、社会保障の理念の大転換であります。憲法25条では、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定をしております。こういう憲法第25条の理念に真っ向から反する社会保障構造改革ではなく、憲法25条に基づく社会保障の充実が必要であろうと考えます。

よって、この市議会として憲法第25条に基づく社会保障の充実を求める意見書を上げていくべきと考え、意見書の説明とします。

以上、地方自治法第99条の規定によって、意見書を提出することを提案いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第15号について、第8番、太田健一議員。

○8番（太田健一君） それでは、軽自動車税の課税強化に反対し、現行税率の維持を求める意見書（案）の提案の趣旨説明を行います。

制度改革の詳細は、皆さんにも配られている書面を見てもらえばわかると思いますが、これは庶民にとってはかなりの負担増となる内容となっています。この十数年の中で、サラリーマンの年収や年金も下がり続け、消費税増税など家計に直撃する負担増も迫り、普通自動車より軽自動車へとユーザーが移行してきたことは当然の流れであります。自動車メーカーもそうした事情を見据えて、軽自動車の開発に力点を置いてきたため、以前よりも高性能で価格も安い軽自動車が多く普及してきました。軽自動車は、本体自体の購入価格も安く、普通自動車と比べて維持費も低いことから、こうした現状に至っているのに、今回のような増税による負担増はさらに国民の家計を苦しめる結果ともなり、以下の3点の問題点を指摘したいと思います。

1点目。そもそも今回の軽自動車税の増税は、消費税増税で自動車の売り上げ減を懸念する自動車業界の要望に応じて、政府は自動車取得税を廃止するとしています。その取得税廃止の財源の穴埋めとして、庶民の多くが利用する軽自動車や2輪車の軽自動車税を増税するので、これは庶民増税の何ものでもなく、許されるものではないという点。

2点目に、同時に消費税増税と共に軽自動車税増税は、間接税増税であり、庶民や所得の低い人に負担増を強いる税の逆進税制強化で、許されるものではないという点。

3点目に、今、必要なことは税制の仕組みを応能負担の原則、つまり、消費税増税や軽自動車税増税ではなく、大企業優遇税制や大金持ち減税見直しこそ必要であるという点。

こうした大きな問題点からも、軽自動車税の課税強化は行うべきではなく、現行税率の維持を求めることを訴え、この意見書（案）の提案趣旨説明とします。議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第16号について。

第7番、東郷正明議員。

○7番（東郷正明君） 秘密保護法の強行採決に抗議し、秘密保護法の廃止を求める意見

書を読み上げます。

国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる特定秘密保護法が、臨時国会での強行採決が行われました。特定秘密保護法は、何が秘密か、それが秘密という秘密の範囲が政府の裁量で決められ、際限なく広がる危険があり、国民の目、耳、口を塞ぐ、時代に逆行した大変危険なものです。しかも、秘密の期間も60年と長く、事実上、無期限で秘密となってしまうかねません。国会は、国権の最高機関ですが、その国会でも秘密とされれば、この法に触れてしまい、国会は国会の役割を果たさなくなってしまう。秘密を取得する行為は、最高10年の懲役に、また未遂、教唆、扇動も罰せられます。何が秘密かわからないのだから、報道機関の取材活動も制限され、原発の情報もテロの観点やTPPは外交に関する情報とみなされれば、特定秘密保護法の対象となってしまうかねず、処罰の対象にされてしまう危険な内容です。

この法律は、国民の知る権利や言論自由を侵害し、民主主義の根幹を破壊するものであり、本会議は、日本国憲法の定める基本的人権尊重の精神にも反する特定秘密保護法の強行採決に抗議し、政府におかれては秘密保護法の廃止を求めるものであります。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第16号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第16号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第12号から意見書第16号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第16号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 1 0 分 休憩)

(午後 2 時 2 5 分 再開)

○議長 (立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の通告書が提出されましたので、順次、これを許します。

まず、第 5 番、岩井智恵子議員。

○5 番 (岩井智恵子君) 第 5 番、岩井智恵子でございます。

それでは、ただいま議題となっております意見書第 1 4 号憲法第 2 5 条に基づく社会保障の充実を求める意見書 (案) について、反対討論を行います。

今般の社会制度改革は、少子高齢化が進展する中、増大する医療、介護費用を適切に抑制し、持続可能な社会保障制度を実現するために必要不可欠なものと考えます。まず、この意見書におきましては、憲法第 2 5 条についての認識が少し違うのではないかと思います。条文では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」となっており、政府は従来、条文そのものが国民に権利を保障するわけではなく、条文に基づいて行われる各種施策を通じて、国民に生存権を保障するものと解釈しています。よって、今般の社会保障制度改革は、憲法第 2 5 条に基づいて進められる施策と考えられ、真っ向から反対することは考えられません。

今回の社会保障改革国民会議の報告書では、世界に類を見ない少子高齢化社会を踏まえ、現在、世代がどのように努力していったらいいかが、各所に盛り込まれています。

以上、憲法第 2 5 条に基づく社会保障の充実を求める意見書 (案) に対して、反対討論といたします。議員の皆様には、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 (立入三千男君) 次に、第 7 番、東郷正明議員。

○7 番 (東郷正明君) 意見書第 1 4 号憲法第 2 5 条に基づく社会保障の充実を求める意見書に賛成討論をします。

政府が進める社会保障改革推進法は、国民生活の基本を自立、自助と家族相互の助け合いと規定し、生活保護の切り捨てなど社会保障制度改革推進法のもと、社会保障全面改悪に向けたプログラム案が臨時国会に提出され、1 1 月 1 5 日、衆議院の厚生労働委員会で民主党、維新の会、みんなの党、生活の党、社民党、共産党が反対する中で採決が行われ可決、参議院でも可決されました。各制度の詳細はこれから検討で、基本的な枠組みだけ

を決めるというもので、政府に社会保障解体の促進を促すというものでした。憲法25条は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」となっています。この憲法25条に基づき、医療や介護など誰もが安心して受けることができるように、多くの人たちと国が一步ずつ積み重ねてきたものであり、憲法の原則に立ち返り、社会保障の充実を求める意見書を採択し、国に意見を上げるべきとして賛成討論とします。各議員さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（立入三千男君） 次に、第4番、栢木進議員。

○4番（栢木 進君） 第4番、栢木進でございます。ただいま議題になっております意見書第15号軽自動車税の課税強化に反対し、現行税率の維持を求める意見書（案）について、反対討論をいたします。

政府与党は、平成25年12月12日、平成26年度税制改正の焦点となっていた軽自動車税を増税することで、2014年度税制改正大綱が決定し、発表されました。平成27年4月以降に購入した新車を対象に、税額を自家用軽自動車で現在の1.5倍、すなわち現行税額7,200円が1万800円に増額。また、貨物用軽自動車と営業用軽自動車を1.25倍に、それぞれ増税されることとなりました。また、2輪車等についても、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税額を2,000円に引き上げられることとなりました。なお、平成27年3月末までに購入された軽自動車の税額につきましては、現状の税額で据え置くこととされておられます。また、軽自動車税は毎年4月1日に自動車を保有することでかかる税金で、毎年4月2日以降の保有から2年目以降に課税されます。このため、実際に増税分の税金を納めるのは、平成28年4月以降になります。消費税率が平成27年10月に10%に引き上げられる予定のため、家計への影響を配慮して、消費税増税との時期をずらしています。

また、今回、軽自動車税の増税が決められた判断の1つに、最近の軽自動車はその性能向上にも関わらず、税額が総排気量1,000CC以下の小型乗用車の自動車税2万9,500円の4分の1以下と低く、価格是正が不可欠とのことです。また、軽自動車税においても、グリーン化を進める観点からや、既存車の税額を据え置くことで、新車への買い替えが進まない恐れがあるため、新車購入を促進するためにも、最初の新規検査から13年を経過した4輪車などについて、平成28年度から約20%の従価を行うとし、あわせて経過についても検討を行うとされています。

一方、自動車の購入段階で課税される自動車取得税は、消費税率が8%になる平成26年4月から、軽自動車は現在の3%を2%に、また、普通自動車は5%を3%にそれぞれ引き下げることとされました。消費税率が10%に引き上げられる段階で、地方税である自動車取得税は廃止されますが、廃止された場合には、地方の税収が年間およそ1,900億円減ることから、かわりの財源をどう確保するかが焦点となり、軽自動車税の増税に踏み切ることとなったとのこと。すなわち、軽自動車税が引き上げられなければ、従来の自動車取得税の代替財源が不足することとなり、地方財政に重大な影響が及ぶものと考えられます。以上のことから、地方財政に対する税収を見ながらの措置と考えられます。

以上、私の反対討論といたします。何とぞ議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、第14番、丸山敬二議員。

○14番（丸山敬二君） 第14番、丸山敬二です。意見書第15号軽自動車税の課税強化に反対し、現行税率の維持を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論を行います。

平成26年4月1日から社会保障財源の確保のために、消費税率を5%から8%に引き上げるにあたり、与党においては税制改正の議論が行われてまいりました。そして、12月12日に、その税制改正の大綱が決定をいたしました。その中に驚くことに、今や地方ほど生活に欠くことのできない庶民の交通手段として最も利用されている軽自動車の税金を何と1.5倍に引き上げようとしております。そのかわり、取得税の税率を3%から2%にすると言っておりますが、取得税は1回限り、軽自動車税は毎年納めなくてはなりません。

軽自動車は皆さんご存知のとおり、居住性や運転性、性能面では普通小型車に劣らないくらいに近づいております。そして、燃費、購入価格、税金、これらの安さから、毎年保有台数は増加をしております。本市の統計データ、皆さんはお持ちと思いますが、これによりますと、平成19年度から24年度までの小型乗用車は毎年、減少しております。しかし、軽4輪の乗用車は、逆に毎年増加をしており、平成23年度にほぼ同数となり、平成24年度には、軽4輪乗用車の方が小型車を抜いております。この抜いたときの勢いはカーブがかなり高くなっております。これは、これをグラフにしたものです。軽4輪の貨物車もほぼ横ばいで推移をしておりますが、24年度にはやや上向いております。

このように、軽4輪車は今後さらに増えることが予想され、現在、野洲駅南口に公設の

駐車場建設が検討されておりますけれども、軽4を考慮することにより、立体駐車場も小型化が可能になってまいります。

議員各位でも軽4輪車をお持ちの方はたくさんおられると思います。新車購入分からの適用なので、しばらくの間は負担増はありませんが、いずれ買い替えの時期がやってまいります。そうすれば、税金の負担が増えてまいります。さらに、議員各位は多く支持者から付託を受け、そして、市民の代表、代弁をされていると思います。党利、党略やとか周りの人の意見に惑わされることなく、市民の代弁者だということを認識していただきまして、軽自動車税は現行税率を維持する意見書に賛同をお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） 意見書第15号軽自動車税の課税強化に反対し、現行税率の維持を求める意見書（案）に対する賛成討論を行います。

来年度の税制大綱に軽自動車税の自家用車の税率を1.5倍にし、現行の7,200円を1万800円に、貨物用や営業用を1.25倍にすることを盛り込みました。2015年4月以降に購入する新車と限定しましたが、今後、TPPの交渉結果では、中古車にも拡大される内容を含んでいます。

アメリカの自動車産業界からは、普通自動車と軽自動車税の税金の開きがあり、日本で税の安い軽自動車の普及が大きいため平準化を求めています。その声に押されての改悪であります。

そもそも、今回の軽自動車税の増税は、消費税増税で自動車の売り上げが減ることを懸念する自動車業界の要望に応じて、政府は自動車取得税を廃止するとしました。今、反対討論でもありましたように、この自動車取得税の廃止によって、地方税の税収が落ち込み、その財源の穴埋めとして、庶民の多くが利用する軽自動車や2輪車の軽自動車税を増税するというものであり、毎年、市民は税金を納めるということになり、庶民の増税以外何者でもありません。同時に、消費税増税と共に、軽自動車増税は間接増税であり、庶民や所得の低い人に負担増を強いる、税の逆進性強化となります。今、必要なことは、税制の仕組みを応能負担の原則、消費税増税や軽自動車税増税でなく、大企業優遇税制や大金持ち減税を見直すことこそ必要であります。軽自動車税は、意見書の中にも書いてありますが、小回りが効くこと、税金が安いこともあって、女性や高齢者の利用が多く、滋賀県の保有台数は100世帯で77.2台というように多くの方が活用されています。所得の低い方もあり、今後、大幅な負担増は家計を圧迫します。さらに、荷物の運搬にも利用している

中小零細業者の経営にも大きな影響を与え、東日本大震災の復興にも大きく影響することが考えられます。

よって、本意見書を可決し、国に上げていくことは、野洲市民の願いに合致したものであると考え、賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。意見書第16号特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書（案）に対しまして反対討論をいたします。

国の安全と国民の生命、身体、財産を守るために必要な情報だけ特定秘密として指定し、それを政府内で保護、活用する特定秘密保護法案が6日、参議院本会議で可決、成立したところでございます。この同法案がなぜ必要なのか、また、国民の不安は解消されたのか、この点について少し説明いたします。

国の安全保障上、どうしても守らなければならない機密がございます。ただ、それと同時に、国民の知る権利を保護しなければなりません。このバランスが課題であったわけですが、当初の政府案を大幅に修正して、そのバランスは調整されたところであります。特殊機密というのは、少しわかりやすく説明いたしますと、それが仮に漏れてしまいますと、国の安全保障上、極めて重大な支障があります。例えば、個人でもキャッシュカードの暗証番号、あるいはインターネットのパスワード等が外に漏れてしまうと、皆さんは困るのではないのでしょうか。

国も同じように、安全保障上、外に漏れたら困る情報は多くあります。例えば、自衛隊の装備の性能あるいは自衛隊や外務省で使用している暗号、これが外に漏れますと、非常に重大な問題になります。日本だけではなく、世界各国におきましても、安全保障上、守らなければならない情報がございます。欧米各国あるいはアジアで言えば、隣の韓国も国の安全保障上、重要な情報を守るために同様な法律をつくっております。これまで残念ながら日本ではそういった法律がなかったために、海外各国から見ますと、日本に対しまして各国の機密に関する大事な情報を提供すると、それが漏れるかもしれないという懸念がありまして、ほんとうに機微な情報が入手できていなかったという課題もありました。

今回、わが国といたしましても、この臨時国会におきまして、国家安全保障会議、いわゆる日本版NSCをつくりました。この日本版NSCが十分機能するためにも、海外からの安全保障上、重要な情報を入手する必要がございます。その意味からも、特定秘密保護

法案を早期に成立させる必要がありました。

以上のことから、特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書（案）に対する反対討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第13番、山本剛議員。

○13番（山本 剛君） 第13番、山本剛でございます。意見書第16号特定秘密保護法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書（案）に対して、賛成の討論を行います。

ある調査によりますと、国民の50%が反対をし、賛成は25%だという状況で、政府は十分な議論も行わないまま強行採決で秘密保護法を可決し、12月13日に公布されました。機密を漏らした公務員らへの罰則を強めると同時に、国民の知る権利をも脅かす秘密保護法は、国民に知らせない、見せない、しゃべらせないという民主主義国家を破壊する内容のものであります。

臨時国会閉幕間際に、政府与党が設置を表明した第3者機関などは、いかにも急場しのぎであり、これだけでは国民の不安は払拭できません。日本ジャーナリスト会議、連合、日本新聞協会、日本ペンクラブ、日弁連などの団体の他、ノーベル賞受賞学者らも民主主義を踏みにじる暴挙であり、安倍首相の数の力による強行採決に断固抗議するとして、この秘密保護法の廃止を強く要求しています。

国会で強行採決した与党の政治姿勢は、戦前における思想の自由や報道の自由を奪った政府と何ら変わりません。この法律の修正や廃止を求める声は、8割超にも及んでいるとの報道もあり、安倍首相は今後も丁寧に説明していくと言っておられますが、法律が施行されると、何が秘密なのかわからないまま身近な会話の中で、ある日、突然逮捕されるといったようなことも起こってしまう可能性があります。この法律は、1年以内に施行するということになっていますが、即刻廃止を求めるものであります。議員の皆様の良い判断により賛同を願います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第8番、太田健一議員。

○8番（太田健一君） それでは、特定秘密保護法の強行採決に抗議し、秘密保護法の廃止を求める意見書に対する賛成討論を行います。

特定秘密保護法は、多くの国民をはじめ、新聞、ジャーナリスト、学者等が反対し、国会の中でも慎重審議の声が高まる状況を見捨て、自公政権が数の力での強行採決と、これは許されるものではありません。先ほどの反対討論の中で、安全保障上どうしても守ら

なければならないことと、国民の知る権利とのバランスを調整するためとありましたが、この秘密保護に関しては、現在でも公務員法で守秘義務が課せられていますし、防衛に関しても自衛隊法の中で十分守られていると考え、新たにつくる必要はありません。それどころか、この特定秘密保護法は、秘密は際限なく広がる可能性があり、何が秘密なのか、その根拠と範囲も明らかにされておらず、欠陥だらけの法律ということは明らかです。

さらに、開示年限は国民の現役期間を超えた60年で、延長も可能とあり、結局、何が秘密だったのかがわからないまま闇に葬り去られてしまいます。アメリカでさえ期間が過ぎたら開示できることになっていますが、秘密隠蔽の氾濫につながることも危惧されます。

加えて、意見書(案)にも書かれています。原発やTPPのような国民の暮らしに直結する問題も秘密にされる可能性も高くなります。例えば、先日もアメリカ海兵隊のオスプレイが墜落の恐れのある欠陥機なのに、滋賀県の饗庭野演習場周辺の市街地上空を飛行しました。これは、住民が飛行ルートを示せと求めても、防衛省は米軍からの回答がないとあって、住民の質問に答えもせず、訓練は強行されました。先ほどの反対討論の中で、国民の暮らしを守るための法律だと言われておられましたが、このように国民に対して秘密にすることが増えれば、国民が知らない間に危険にさらされるということがさらに増えていくということにもなります。先ほど、カードの暗証番号がどうのこうのとか、情報を守るということを言われておられましたが、それは今回の件には全く関係のない話なのではないかと思います。

自民党の石破幹事長のブログによるテロ行為問題にありますように、政府に都合の悪い情報を、この特定秘密保護法によって国民を縛ろうとする魂胆が明らかになっていると思います。1980年代には、中曽根内閣のもとで自民党が提出した国家機密法案が国民の批判の高まる中で廃案に追い込まれたという事実もあります。野洲の市民の知る権利や暮らしを守るためにも、このような欠陥と問題だらけの特定秘密保護法の強行採決に抗議をし、廃止を求めていくことが必要だと思います。

よって、この特定秘密保護法の強行採決に抗議し、秘密保護法の廃止を求める意見書の賛成討論とします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(立入三千男君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第12号特別支援学校の設置基準の策定等に関する意

見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第12号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第13号県立野洲養護学校に係る意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、意見書第13号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第14号憲法第25条に基づく社会保障の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第14号は否決されました。

次に、意見書第15号軽乗用車税の課税強化に反対し、現行税率の維持を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第15号は否決されました。

次に、意見書第16号特定秘密保護法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第16号は否決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。なお、意見書は本職よりただちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成25年第5回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る11月28日に招集させていただき、本日に至りますまで22日間ありました。本定例会には、当初提案させていただきました補正予算8件、決算の認定1件、条例の制定、一部改正7件、その他の議案3件の計19件並びに追加提案させていただきましたその他2件と補正予算1件、合わせまして合計22件でありました。いずれも慎重にご審議をいただき、全ての案件を原案のとおりお認めいただきまして、ありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、来年度予算編成をはじめとして、災害対策、福祉対策、基盤整備など市政のさまざまな分野における重要施策に対して貴重なご意見やご提言を数多くいただきました。これらをしっかり受けとめまして、誠心誠意、市政運営にあたってまいります。

特に、一般質問でいただきました野洲駅南口整備基本構想と野洲市立病院整備基本構想につきましましては、今後も引き続き、公開の議論と市民参加を一層進め、透明、公平、公正を確保しつつ、議論を積み重ねることで着実に進めてまいりたいと考えております。

また、道路、治水、防災、産業振興、子育て支援、高齢者福祉の充実などにも積極的に施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

さて、平成25年度も三四半期が終わろうとしております。残された事業の推進を図ると共に、11月に策定いたしました平成26年度野洲市予算編成方針に基づき、厳しい財政状況の中ではありますが、市民の元気と安心を伸ばすことを基本に、平成26年度予算の編成に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、今年も残すところわずかとなり、慌ただしさが増してまいります。また、厳寒に向かいます折から、議員皆様にはご自愛をいただくと共に、輝かしい新春をご家族ともどもお迎えになられますことを心からお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（立入三千男君） それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年もあと旬日を残すところとなったところでございまして、私は議員皆さんや

理事者、執行部の皆さん方のご協力、ご理解のもと、スムーズな議会運営を進めてきたところをごさいますて、ご協力に対しまして心から厚くお礼を申し上げます。

そして、来る平成26年が希望に満ちた年であり、また、議員皆さんや理事者、執行部の皆さんのますますのご活躍と、あわせて野洲市のますますのご発展をご祈念申し上げます。以上をもちまして、平成25年第5回野洲市議会定例会を閉じたいと思います。大変、ご苦勞さんでございました。

(午後3時00分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年12月19日

野洲市議会議長 立入 三千男

署名議員 野並 享子

署名議員 井狩 辰也